

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和3年11月15日付けで提起した、公文書に記載されている内容は事実であるのかの判断を求める審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

審査請求人は、公文書に記載されている内容が事実であるのかが判断されないことを不服とし、令和3年11月15日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張

審査請求書における審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、人事課に対して、処分庁らの不正行為を相談したが、処分庁による平成27年8月17日付けの書面をもって対応しないとのことである上に、葛飾区には、職員の不正に対して調査する部署や相談窓口がない。区長はじめ職員らの不正行為を明らかにするため、処分庁及び葛飾区教育委員会が作成した公文書に記載されている内容は事実である

のか判断することを求めて本件審査請求を提起する。

理 由

1 審査請求の対象

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく審査請求は、行政庁の処分に不服がある者（法第2条）又は法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者（法第3条）が行うことができる。

審査請求人は、審査請求書において審査請求に係る処分はない旨主張していることから、処分についての審査請求（法第2条）をするものではなく、不作為についての審査請求（法第3条）をするものであると解される。

ところで、法第3条が不作為についての審査請求を提起することを認めているのは、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」であり、また、同条の不作為とは、単なる不作為を指すものではなく、「法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないこと」をいう。

従って、不作為についての審査請求を適法に提起するためには、その前提として、審査請求人が現に法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をしており、かつ、審査請求人がその審査請求においてその法令に基づく申請に係る不作為の適法性又は妥当性を争っていると認められることを要する。

すなわち、審査請求人が「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」と認められない場合又は審査請求人がその審査請求においてその法令に基づく申請に係る不作為の適法性又は妥当性を争っているものと認められない場合は、不作為についての審査請求は、不適法な審査請求となる。

ここにいう「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」の「申請」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号の「申請」と同義と解され、同号において「申請」は、「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの」と定義されている。

審査請求人は、処分庁は、公文書に記載されている内容が事実であるのか判断すべき

であると主張しているものと解されるが、審査請求人は、これに際し、処分庁に対し、不作為について審査請求を提起するための前提となる法令に基づく申請をしていない。審査請求人は人事課に処分庁らの不正行為を相談した旨主張するが、単なる事実上の相談行為は法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものではないから、法令に基づき処分庁に対して処分についての申請をした者に該当しない。

なお、審査請求人は、葛飾区には、職員の不正に対して調査する部署や相談窓口がない旨主張するが、このような特定の処分又は不作為を対象としない抽象的な不服申立ては、審査請求の対象とならない。

よって、審査請求人は、行政不服審査法第3条の規定による不作為についての審査請求をすることのできる者ではなく、不服申立適格を欠くものというべきであり、また、審査請求の対象となる不作為の存在も認められない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であって補正をすることができないことが明らかであることから、法第24条第2項及び第49条第1項の規定により、審理手続を経ずに主文のとおり裁決する。

令和3年12月14日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。